

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年10月30日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、1. (1) 第38回の原子力規制委員会定例会が、明日10月31日水曜日午前中に開催される予定でございます。議題は4件予定されております。

まず、議題1「特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る関係法令の改正案の制定等について」。こちらは、本年7月11日の委員会で、特定放射性同位元素に対する防護措置の導入に伴う政令・規則等の改正案について審議が行われまして、その後、パブリックコメントを行ってきたところでございます。その結果を踏まえまして、これらの政令等の制定について、委員会で御議論・御審議をいただくというものでございます。

次に、議題2「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案の制定について」。こちらは、同じく本年7月11日の委員会におきまして、動物に対するPET検査薬に関して、放射性同位元素の定義を外すという規制の合理化のための政令の改正案につきまして審議が行われまして、その後、同様にパブリックコメントが行われてきたところでございます。その結果を踏まえまして、こちらの政令案の制定について、委員会にお諮りをするというものでございます。

次に、議題3「被規制者との会議、面談等の公開に関する基本的な考え方について」。こちらは、先日10月10日の委員会における議論の中で、公開ではないヒアリングなどは限定的にしていくべきであるという御指摘がございました。これを受けまして、被規制者との面談等の公開に関しまして、基本的な考え方を取りまとめましたので、こちらについて委員会にお諮りをするというものでございます。

最後に、議題4「国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換会合の結果報告」。こちらは、本日行いました国際アドバイザーとの意見交換会合につきまして、委員会の場で報告を行うというものでございます。

次に、広報日程、その下、(2) 第39回原子力規制委員会臨時会議、こちらが11月5日の月曜日11時から開催される予定でございます。こちらの会議は、核物質防護に関する情報を取り扱いますため、非公開として開催させていただきます。

議題の内容でございます。記載のとおり、核物質防護措置に係る審査基準の制定について、審議を行うものでございます。

もう少し補足いたしますと、核物質防護措置に係る審査基準、こちらには旧原子力安全・保安院が所管していた施設に関する基準と文部科学省が所管していた施設に係る審査基準の2つがございます。これらが併用されてきているところでございます。これらについて、今般、統合し整理をするとともに、内容の一部を見直すということにつきまして、委員会で審議をいただくというものでございます。

次に、広報日程の2ページ目につきましては、補足の情報は特にございませぬ。

3ページ目でございます。上段、11月5日月曜日、(7) 実用発電用原子炉施設における警報装置の故障時への対応に係る意見交換、こちらの会合の開催が予定されております。こちらは、先日9月12日の原子力規制委員会定例会におきまして、警報装置、「アナンシエータ」と呼ばれますが、こちらが故障した場合の対応について議論が行われました。その際に了承された方針に従いまして、事業者との意見交換を行うというものでございます。

私からの御説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。デミズさん。

○記者 読売新聞のデミズと申します。

明日の定例会の議題1と議題2についてなのですが、実際の政令が施行されるタイミングというのは、明日、委員会で了承された日をもってということなのか、それとも、また何か官報か何かに掲載してからというタイミングのどちらなのでしょう。

○大熊総務課長 こちらはそれぞれ異なってくると思います。1つ目の核物質防護の措置の導入につきましては、こちらは昨年行われた法律改正を受けて、それを施行するための政令等の規則ということでございます。もちろん委員会で決定されて、それから、政令が、政令ですので、閣議で決定をいただき、そして、告示をされてからということになりますけれども、法律の施行のタイミングに合わせて実際には施行されるということになってまいります。

それから、2つ目のほう、こちらは規制のいわば合理化に関するものでございます。こちらも同様に閣議決定がされ、公布をされてからの施行ということになります。タイミングでございますが、閣議決定等の予定はまだ未定でございますが、政令の施行、あるいは先ほどの1つ目のほうの施行、こちらはいずれも来年、平成31年の秋になるという予定でございます。*

※正しくは「議題1「特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る関係法令の改正」は平

成31年9月施行予定、議題2「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」は平成30年11月中～下旬に公布後、即日施行予定」

○記者 ありがとうございます。

それと、議題3の部分ですかね、ヒアリングの関係なのですけれども、以前の委員会でも基本的な考え方というのがまとめられたような気がするのですけれども、それをさらにアップデートするというか、そういうものになるのでしょうか。

○大熊総務課長 御指摘のとおり、審査あるいは検査において透明性をどうやって確保し、高めていくかということは、これまでも議論しておりまして、以前にも考え方ということで整理しております。今回、さらに先般の委員会での御指摘を踏まえて、今後の取り組みについての考え方を、まだ基本的な考え方ということで、最終的な確定的なものにはならないと思いますけれども、基本的な考え方のいわば案をお示しして、御議論いただくということです。

これまでの議論の延長線上にはありますけれども、今のところ、直接的なアップデートという形ではなく、現時点での考え方を整理するようなものに、明日御議論いただくものは、なるのではないかと考えております。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。オガワさん。

○記者 朝日新聞のオガワと申します。

先週のブリーフィングでは、私の記憶が正しければで恐縮なのですが、11月1日、14時半から審査会合が、山中委員によるものが入っていたと思うのですが、これはなくなったということでもよろしいのでしょうかというのと、どんなものが予定されて、なくなった理由というのは御説明いただけますでしょうか。

○大熊総務課長 御指摘のとおり、先週お示しした資料には11月1日に審査会合を予定として書いてございましたが、議題は調整中ということで、まだ設定、確定しておりませんでした。こちらが開催されないことになったということでございます。

開催されなくなった理由は、内容についての準備が整わなかったということでございます。具体的に何がどうということは特に聞いておりませんが、候補として考えていたものについて、準備が整わなかったということでございます。

○記者 済みません。細かくて恐縮ですけれども、内容についての準備というのは、事業者側の準備が整わなかったということなのでしょうか。

○大熊総務課長 そうですね。それぞれ双方関係していると思いますが、しっかりした議論を行うための準備が双方の関係の中で整わなかったということだと思います。

○司会 ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

-了-